

## 新規実施項目のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、特定化学物質障害予防規則の一部改正にともない、「尿中マンデル酸」を受託中止とし、代替え項目として「尿中スチレン代謝物」を新規受託開始することといたしました。

急なお知らせとなり、先生方には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ■実施日 令和2年7月1日（水）ご依頼分より

#### ■新規実施項目

項目コード	検査項目	検査方法	基準範囲 (単位)	検体量 (mL)	容器	保存	所要 日数	実施料 判断料
1277-54	尿中スチレン代謝物	HPLC	— (g/L)	部分尿 2	Y	冷蔵	4~15	—

#### ■受託中止項目

下記項目は**令和2年6月29日（月）依頼分をもって受託中止**とさせていただきます。

総合検査 案内ページ	項目コード	検査項目
94	0260-54	尿中マンデル酸

詳細については裏面をご参照ください。

## ●尿中スチレン代謝物

特化則の改正によりスチレンの暴露を評価する測定を開始いたします。

特定化学物質障害予防規則(特化則)が一部改正され、令和2年7月1日より施行されることとなります。特別有機溶剤に係る特殊健康診断の項目のうちスチレンの暴露状況の評価するための検査として、「尿中マンデル酸の測定」から「尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」へ変更となります。

これに伴い、尿中スチレン代謝物として、尿中マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸とその合算値を報告する検査を受託開始いたします。

なお、本検査においては、分布報告はいたしません。予め、ご了承願います。

### ▼疾患との関連

特殊健康診断

### ▼関連する主な検査項目

尿中馬尿酸  
尿中メチル馬尿酸

### ●有機溶剤・鉛関連検査結果分布表

総合検査案内ページ	対象物質	測定項目	単位	分布
95	スチレン	尿中スチレン代謝物 ※1	g/L	分布報告はいたしません。

※1:測定値は、マンデル酸とフェニルグリオキシル酸の合算値です。